

社会保険

いばらき

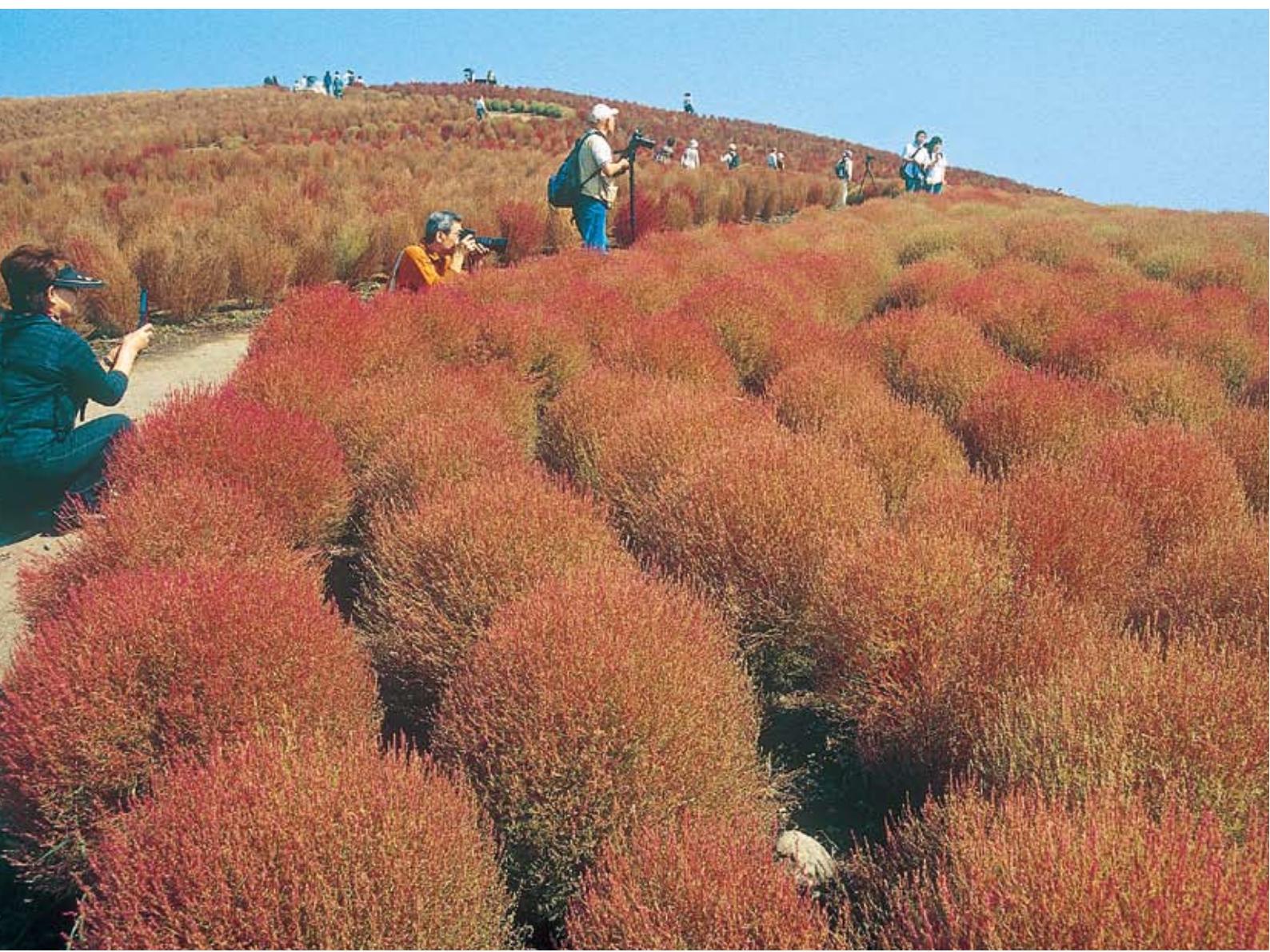
10

特別支給の老齢厚生年金と雇用保険との調整について

2010 OCTOBER. ●限度額適用認定証について

NO.387 ●高額医療費・出産費貸付制度のご案内

記事提供：日本年金機構 年金事務所
全国健康保険協会 茨城支部
発行：財団法人 茨城県社会保険協会
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F
TEL.029-226-8005



「コキアの丘」(撮影・ひたちなか海浜公園)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

特別支給の老齢厚生年金の受給者が、雇用保険の給付を受けている間は、年金の支払が調整されます！

失業給付（基本手当）と年金の調整

65歳未満の特別支給の老齢厚生年金の受給者が雇用保険の基本手当を受けられる場合は、その間老齢厚生年金が全額支給停止されます。支給停止の期間は求職の申込みを行った月の翌月から基本手当の受給期間または所定給付日数が経過した月まで（調整対象期間）です。年金受給者が基本手当を受けることになったとき、または基本手当を受給中の方が老齢給付の裁定請求を行う際には、「老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届」に基本手当の受給資格者証（両面の写し）を添付して提出してください。



見 本		様式第583号	
老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届			
[雇用保険法または労員保険法の失業等給付の申込みを受けたとき若しくは高年齢雇用継続給付等を受けられるようになったときの届]			
51			
① 年金振込の基礎年金番号 および年金コード	基礎年金番号		年金コード
08401234561150	昭和	240915	
② 生年月日			
③ 雇用保険被保険者番号	24680135791		
④ あなたが申込みを受けた給付または受けたものに該当する番号を○で囲んでください	① 基本手当（労員保険法にあっては失業保険金） 2. 高年齢雇用継続基本給付金（労員保険法にあっては高年齢雇用継続基本給付金） 3. 高年齢再就職給付金（労員保険法にあっては高年齢再就職給付金）		
⑤ ④の1に○をされた方は求職の申込みを行った年月日	平成22年9月24日		
⑥ ④の2または3に○をされた方はその給付の対象となり始めた年月	平成		
※ 支給停止年月日	支給停止年月日	事由	事由
支給停止	51	31	32
		+	-
		33	
※ 調整額 67			
平成22年〇月〇日 提出			
郵便番号 330-0000			
住所 水戸市南町〇-〇-〇			
受給権者 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名			
自宅の電話番号 (029) - (000) - (000)			
(裏面の「記入上の注意」をよく読んでから記入して下さい。)			

ご注意を！

求職の申込みをすると、受給期間が経過するまでは雇用保険が優先されます。求職の申込みをした後に年金受給に切替えようとしても、日本年金機構では雇用保険からのデータにより基本手当を受給していないことを1ヵ月単位で確認のうえ、1ヵ月分ずつ年金の支払いを行いますので、支払までに3ヵ月程度かかります。求職の申込みに当たってはよくご検討ください。

例

求職の申込み

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月

基本手当	10日分 支給	30日分 支給	31日分 支給	31日分 支給	30日分 支給	18日分 支給	150日分 支給
老齢厚生年金	支 給	不支給	不支給	不支給	不支給	不支給	支 給

←————→
6ヵ月間支給停止

さかのぼって支給
されます（事後精算）

■事後精算

150日分の基本手当を受け取るために6ヵ月間かかった場合、老齢厚生年金は6ヵ月分支給停止されます。

このため、基本手当の受給期間が経過した日（または所定給付日数を受け終わった日）において、一定の調整が行われます。これを「事後精算」といいます。

支給停止
解除月数

=

年金支給
停止月数

-

—————
基本手当の支給対象となった日数
30

年金の調整 高齢雇用継続給付と

特別支給の老齢厚生年金（在職老齢年金）を受給している方が高齢雇用継続給付を受給する場合は、在職老齢年金の仕組みによる年金の支給停止額に加えて、標準報酬月額の最高6%に相当する額の年金が支給停止されます。年金受給者が高齢雇用継続給付を受けられるようになったときは「老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届」に高齢雇用継続給付支給決定通知書の写しを添付して提出してください。

高齢雇用継続給付とは

雇用保険の被保険者期間が5年以上あり、60歳以上65歳未満で継続雇用または再就職し、その賃金月額が60歳到達時の賃金月額の75%未満になつた方を対象に、最高で賃金額の15%に相当する額を支給するものです。（賃金月額が327,486円以上の方には支給されません）。

60歳到達時にすでに60歳到達時の賃金とは、60歳に達するまで（60歳到達時にすでに60歳に達するまで）

には、退職前の直前まで（6ヵ月間に支払われた賃金の総額を1,800で除した額に30乗じて得た額のこ

とをいいます。



例

60歳時点での賃金
40万円

60歳以降の賃金の15%（上限）に支給

在職中の年金月額
10万円

調整により年金は
7.8万円

●在職による調整
年金月額+標準報酬月額相当が28万円を超えた部分の2分の1を年金からカット（1万円）

高齢雇用継続給付金
3万円

年金の一部を支給停止

高齢雇用継続給付金
3万円

60歳以降の賃金
20万円

●高齢雇用継続給付金との調整
標準報酬月額の最高6%を年金からカット（1.2万円）

60歳時点の収入

60歳以降の収入

雇用保険受給資格者証は両面のコピーが必要です!!

高齢雇用継続給付受給資格確認・否認通知書 高齢雇用継続給付支給決定通知書

被保険者番号	氏名	性別	生年月日	受給資格確認日
被保険者となった年月日	事業所番号		支給期間	
賃金月額	賃金月額の75%		支払方法	

雇用保険受給資格者証

（第1面）

見本

1. 支給番号	2. 氏名			
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日	7. 求職番号
8. 住所又は居所				
9. 支払方法（金融機関コード・記号（口座）番号）				
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由		
13. 60歳到達時賃金月額	14. 離職時賃金月額			
15. 求職申込年月日	16. 認定日	17. 受給期間満了年月日		
18. 基本手当日額	19. 所定期付日数			
20. 特殊表示（災害時、一括、巡査、市町村）				

安定所連絡メッセージ1

安定所連絡メッセージ2

管轄公共職業安定所又は
管轄地方運輸局所在地

電話番号

交付 年月日

公共職業安定所



詳しくは、
お近くの年金事務所へ
お問い合わせください。



限度額適用認定証について

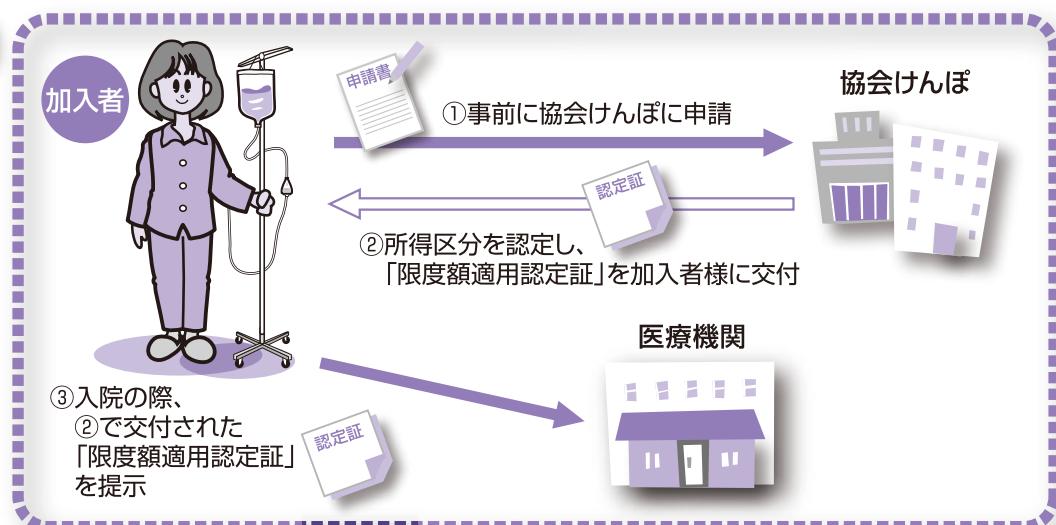
高額療養費制度では、医療費の窓口負担額を医療機関で支払い、加入者様が高額療養費の支給申請を行うことにより、自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。しかし、申請から概ね3~4ヶ月かかるため入院の場合は経済的な負担が大きくなります。

そこで、70歳未満の方が入院する場合において、事前に「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関の窓口へ提出することにより、入院費用の窓口支払額が軽減され自己負担限度額までとなります。70歳以上の方は申請の必要はありません。(ただし、市区町村民税非課税である70歳以上の被保険者の方は「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」を申請することにより窓口負担額を軽減することができます。)

申請に必要なもの

- 「健康保険限度額適用認定申請書」※
(協会けんぽホームページからダウンロードできます)
※被保険者が市区町村民税非課税の場合は、「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」に「被保険者の非課税証明書」を添付してください。
- 入院される方の「健康保険証」(コピー)

申請のながれ



自己負担限度額

所得区分	適用区分	自己負担限度額	多数該当の負担限度額 診療月前12ヵ月間に高額療養費に該当した月が 3回以上あり、4回目以降に該当したとき
上位所得者 (標準報酬月額53万円以上)	A	150,000円+(総医療費-500,000円)×1%	83,400円
一般	B	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
低所得者 (市区町村民税非課税)	C	35,400円	24,600円

留意事項

- 保険外の診療、入院時食事療養の標準負担額、差額ベット代は対象になりません。
- 数多該当、世帯合算がある場合については、高額療養費の申請が必要な場合もあります。
- 高齢受給者証をお持ちの方(70歳以上75歳未満)は、高齢受給者証が限度額適用認定証と同じ役割をいたします。
- 申請書提出月の1日からの適用となります。ただし、資格取得月の申請は、資格取得日からとなります。
(認定証の適用期間は最大1年間です。ただし、70歳に達する方は誕生日の前日まで、任意継続被保険者の方は喪失予定期日の前日までとなります。)

お問い合わせ先

全国健康保険協会 茨城支部 業務グループ

協会けんぽ

☎029-303-1582(直通) ☎029-303-1500(代表)

全国健康保険協会(協会けんぽ)ホームページから申請書が印刷できます。

協会けんぽ

検索

高額医療費貸付制度のご案内

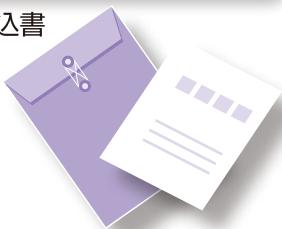
高額医療費の支給は、診療を受けてから支給決定されるまでに概ね3~4ヶ月ほど期間を要します。この間の医療費の支払いに充てるため、高額療養費支給見込額の8割相当額を無利子で貸し付けるのが、高額医療費貸付制度です。

お申し込みができる方

全国健康保険協会(協会けんぽ)の加入者であって、本人または家族について高額療養費が支給される見込みの方。

提出していただく書類

- ①高額医療費貸付金貸付申込書
- ②高額医療費貸付金借用書
- ③高額療養費支給申請書
- ④医療費請求書



貸付金額

高額療養費支給見込額の8割相当額
(100円未満は切り捨て)

返済

協会けんぽへ支給申請していただいた高額療養費の給付金の支払いを返済金に充てます。残額は支給申請書でご指定された金融機関にお振り込みいたします。

なお、医療費の減額や不支給等により、貸付金が返済されなかったとき、または不足の場合は返納通知書をお送りしますので期日までに返納してください。

出産費貸付制度のご案内

家計の心配をせず安心して出産を迎えるように、「出産費貸付制度」があります。これは、出産育児一時金(または家族出産育児一時金)が支給されるまでの間、出産に要する当面の費用の支払いに充てるための資金を無利子で貸付し、家計の負担の軽減を図るための制度です。

※直接支払制度を利用する方は、貸付制度のご利用はできません。

お申し込みができる方

協会けんぽの加入者(本人または家族)で、出産育児一時金の支給が見込まれる方のうち、次の①もしくは②に該当する方。

- ①出産予定日まで1ヶ月以内の方
- ②妊娠4ヶ月(85日)以上で、医療機関に一時的な支払いを要する方

提出していただく書類

- ①出産費貸付金貸付申込書
- ②出産貸付金借用書
- ③出産育児一時金支給申請書
- ④母子手帳の写し
- ⑤医療機関等が発行した出産費用の請求書等
(出産予定日まで1ヶ月以内の方はこの書類は不要です)

貸付金額

貸付限度額33万円まで
(1万円単位)



返済

協会けんぽへ支給申請していただいた出産育児一時金の給付金の支払いを返済金に充てます。残額は支給申請書でご指定された金融機関にお振り込みいたします。

なお、不支給等により、貸付金が返済されなかったとき、または不足の場合は返納通知書をお送りしますので期日までに返納してください。

お申し込み
お問い合わせ



全国健康保険協会 津城支部 業務グループ
協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

☎029-303-1582(直通) ☎029-303-1500(代表)

協会けんぽ

検索

厚生年金保険・健康保険の 各種申請書等の提出先一覧表

郵送による書類提出にご協力をお願いいたします

厚生年金保険・健康保険 への加入に関する手続

【事業所関係】

- 新規適用届
- 適用事業所 所在地・名称変更届
- 事業所関係変更（訂正）届
- 適用事業所全喪届 等

【被保険者資格関係】

- 被保険者資格取得届
- 被保険者資格喪失届
- 被扶養者（異動）届
- 被保険者氏名変更届
- 被保険者生年月日訂正届
- 被保険者住所変更届
- 被保険者報酬月額算定基礎届
- 被保険者報酬月額変更届
- 被保険者賞与支払届
- 育児休業等取得者申出書
- 被保険者育児休業等終了時報酬月額変更届
- 年金手帳再交付申請書 等

年金事務所（旧社会保険事務所）で受け付けした書類は、全て茨城事務センターに回付されます。

なお、茨城事務センターでは直接受付は行っておりませんので、届書等は直接郵送していただくよう、ご理解とご協力ををお願いいたします。

郵送

日本年金機構 北関東・信越ブロック本部 茨城事務センター

〒310-0062 水戸市大町1-2-17

ホームページアドレス

<http://www.nenkin.go.jp/>

「日本年金機構」で検索してください。

日本年金機構

検索

健康保険の給付や任意継続 等に関する手続

【健康保険給付関係】

- 健康保険給付（療養費、傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、高額療養費、埋葬料等）の申請書
- 限度額適用認定申請書

【任意継続被保険者関係】

- 任意継続被保険者資格取得申出書
- 任意継続被保険者氏名・住所変更届
- 任意継続被扶養者（異動）届 等

【健康保険証関係】

- 健康保険被保険者証再交付申請書

【保険事業関係】

- 生活習慣病予防健診申込書
- 特定健康診査受診券申請書 等

【貸付事業関係】

- 高額医療費貸付・出産費貸付の申込書

【レセプト関係】

- 第三者行為による傷病届

資格取得、被扶養者の追加、氏名・生年月日の訂正等による健康保険証の発行は、日本年金機構から情報提供を受けて協会けんぽが行います。

なお、通知書は日本年金機構 北関東・信越ブロック茨城事務センターより送付されます。

郵送

全国健康保険協会 茨城支部

〒310-8502

水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

TEL.029-303-1500(代表)

ホームページアドレス

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

「協会けんぽ」で検索してください。

協会けんぽ

検索